

広報紙 VOL.62

水道だより

編集・発行
昭島市水道部
〒196-0025
昭島市朝日町4-23-28
TEL 042-543-6111
FAX 042-543-6118
令和8年3月



水道料金及び下水道使用料の

基本料金を減免します～物価高騰対策～

昭島市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策を行うにあたり、事務経費を抑えつつ、確実に全体に支援がいきわたる、最も効率的・効果的な対応を検討した結果、生活に欠かすことのできない水道料金と下水道使用料の基本料金を減免することによる支援を実施することとしました。

令和8年2月・3月検針分をすでに減免していますが、この度、国の物価高騰対策に加えて、東京都が夏の暑さへの対策として実施する夏季4か月の水道料金に係る基本料金無償臨時特別交付金事業を活用し、令和8年4月から令和9年1月までの検針分についても基本料金の減免を実施することが決定しました。これにより、**通算で1年間の上下水道基本料金が減免されることとなります。**

減免の内容

- ①水道料金：基本料金（口径が50mm～150mmの場合は一律10,000円）を免除
- ②下水道使用料：基本使用料を免除

減免の対象者

市と給水契約をしているお客様。ただし、以下に該当する場合は対象外です。

- 官公署及びこれらに属する施設（請求先を含む）
- すでに減免措置を受けられている世帯
- 保育施設及び社会福祉施設
- 自治会の集会施設等
- 都営住宅・公務員住宅の共用栓等

減免の対象期間

検針が偶数月の地区の方：令和8年2月から令和8年12月検針分まで

検針が奇数月の地区の方：令和8年3月から令和9年1月検針分まで

検針月	令和7年 12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月
偶数月 検針	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	
	通常	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	通常
奇数月 検針		検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日	検針日
	通常	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	基本料金減免	通常

減免の具体的な額は次のページへ

減免の額

(税抜)

口径	水道料金 減免額 (2 か月)	下水道使用料 減免額 (2 か月)	減免額 (上下水道の基本料金の合計)	
			2 か月	1 年間
13mm	960円	一般 930円	1,890円	11,340円
20mm	1,340円		2,270円	13,620円
25mm	1,580円		2,510円	15,060円
30mm	4,200円		5,130円	30,780円
40mm	8,400円		9,330円	55,980円
50mm~ 150mm	一律 10,000円		10,930円	65,580円
公衆浴場	960円	680円	1,640円	9,840円

※メーター口径は、検針時に投函される「水道料金・下水道使用料のお知らせ」をご覧ください。
 ※月の途中で水道の使用を開始または中止した場合は、上記の金額と異なる場合があります。

検針票の確認方法

ご自身の減免額を確認されたい場合は、「水道料金・下水道使用料のお知らせ」の、今回使用料金の欄をご覧ください。

≪検針票見本 (20mm口径 使用水量35m³の場合) ≫

今回使用料金	水道料金	下水道使用料	
【内訳】			
基本料金 ①	1,340 円	930 円	減免前の請求額 4,910円 (税抜)
従量料金 ②	1,500 円	1,140 円	
消費税等相当額 ③ (10%)	150 円 (10%)	114 円 (10%)	免除される額 2,270円 (税抜)
免除額 ④	1,340 円	930 円	
合計 (①+②+③-④)	1,650 円 ⑤	1,254 円 ⑥	減免後の請求額 2,904円 (消費税課税後の金額) (税抜 2,640円)
合計請求金額 (⑤+⑥)	2,904 円		

減免の手続き

手続きは不要です。

ご注意ください

減免等の手続きについて、
市役所から電話をかけたり、訪問
や銀行・コンビニのATMに誘導
することはありません。

お問い合わせ先

昭島市水道料金等収納業務受託者
株式会社 両毛システムズ
電話 042-543-6111
(担当部署) 水道部業務課

- も 1～2 P ◇水道料金及び下水道使用料の基本料金を減免します～物価高騰対策～
 く 3 P ◇石碑が寄贈されました
 じ 4 P ◇「夢つなぎ人」最新インタビューと多摩大学の学生による「あきしまの水」のPR
 ◇雨水貯留槽設置助成制度をご存知ですか
 ◇引越しの際にはご連絡を

石碑が寄贈されました



宮沢町の伊藤哲文さんから深層地下水100%の水道水について、後世に伝えるための石碑が寄贈されました。市役所正面玄関付近に設置されています。

「夢つなぎ人」最新インタビューと 多摩大学の学生による「あきしまの水」のPR

深層地下水100%の水道水「あきしまの水」は市民の宝です。昭島市では、「あきしまの水」そのものを自慢するのではなく、「あきしまの水」とともにある豊かな暮らしにスポットを当てて、「あきしまの水」のブランドづくりに取り組んでいます。

市内事業者の「あきしまの水」への熱い想いや、「あきしまの水」とともにある豊かな暮らしについて語ったインタビュー記事が「夢つなぎ人」に掲載されています。市公式HPに最新記事が順次公開されますので是非ご覧ください。

また、11月に行われた第55回昭島市産業まつりでは、昭島市と連携協定を結んでいる多摩大学の学生が、昭島産多摩川梨の「昭島梨ゼリー」と「あきしまの水」のコラボ商品「なしゼリードリンク」を提供し、学生ならではの視点で「あきしまの水」の魅力をPRしました。

詳細は、市役所産業活性課へ 電話 042-544-4134



夢つなぎ人HP



雨水貯留槽設置助成制度をご存知ですか

令和8年4月より、雨水貯留槽設置助成制度の担当窓口が、水道部工務課から市役所環境課に変わります。
お問い合わせ・申請は、市役所2F環境課環境保全係へ 電話 042-544-4334（直通）

雨水貯留槽設置助成制度は、昭島市内に所有又は使用している建物に雨水貯留槽を設置する場合に、本体及び付属品の購入金額（設置費用は含みません）の3分の2に相当する金額（限度額3万5千円）を個人に対して助成するものです（市税等に未納がある場合は、助成を受けられません）。

申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、領収書・設置写真を添付し市役所2F環境課環境保全係窓口まで直接ご持参いただくか、市のホームページ上からオンライン申請も受け付けています。

領収書は、申請者氏名・購入品名等が入っているものをご用意ください。

設置した雨水貯留槽を確認させて頂くため、一緒にお立会いただくか、設置場所へ立ち入ることをご了解いただきます。

雨水貯留槽設置助成金
申請フォーム



お問い合わせは、
市役所2F環境課環境保全係へ
電話 042-544-4334（直通）



雨水貯留槽設置イメージ

引越しの際にはご連絡を

春は、進学や就職、転勤など新しい生活のスタートに向けて引越しが多くなる時季です。さて、最近引越しをされた方、間もなく引越しをされる方、水道の使用開始や中止のご連絡はお済みですか。お引越しの際には、忘れずに水道部までご連絡をお願いします。

◇使用を中止するとき（転出・転居）

次のことをお知らせください。

- ①お客様番号（検針票や領収書で確認してください）
- ②水道の使用場所・氏名・引越し日・引越し先

◇使用を開始するとき（転入）

お電話をいただくか、郵便受けや玄関などに置かれている「水道使用届書」に必要事項をご記入の上、同封の封筒（切手不要）により郵送してください。

ご連絡・お問い合わせ先 昭島市水道料金等収納業務受託者 株式会社 両毛システムズ
電話 042-543-6111 FAX 042-543-6118 （担当部署）水道部業務課

※音声ガイダンスに従い該当する番号を入力してください

※電話によるご連絡は、休日を除く月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までをお願いします。

引越しに関する手続きのインターネットサービスを提供する「東京電力引越れんらく帳」を利用することにより、インターネットからでも水道の転出・転入の届出をすることができます。

ご利用には「東京電力引越れんらく帳」への登録が必要です。

ご利用の方は「東京電力引越れんらく帳」を検索してください。

東京電力引越れんらく帳

